

EX 262

SHINKIO YORI

信經要理完

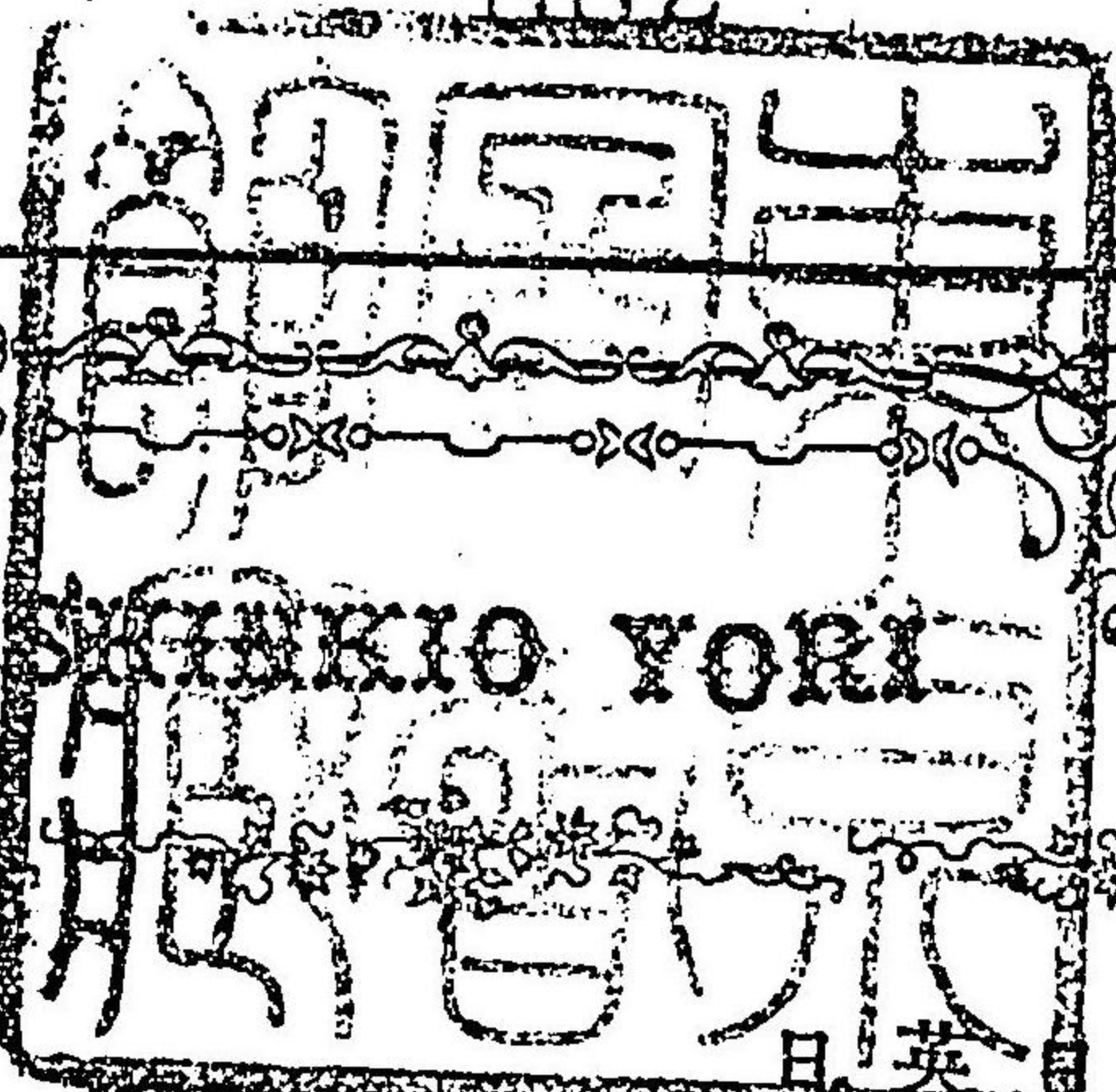
日本 眞堂居士序  
英國 イー、マクレイ女史著  
日本 田村補三郎君譯

東京雜書館

特29

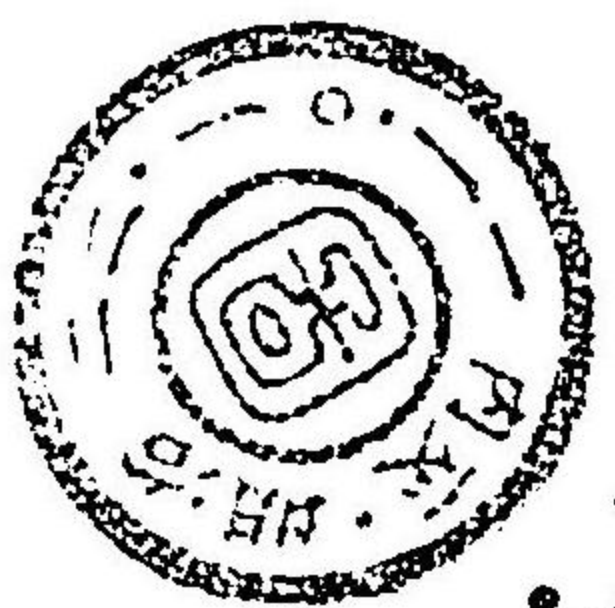
882

No 20878/22



信經要理 完

日本 眞堂居士序  
 英國 イー・マクレイ女史著  
 日本 田村補三郎君譯



東京雜書館

## 信經要理序

教會の區域擴張し、教師の數増加して信徒の數益々多きに至れば、人心の相異なるより教旨、信仰も亦從て幾分か異ならざるを得ず、之れ則ち古來異端分派の起原せる一因なり然り而して教會がよく眞理を保守し腐敗を救濟し、以て純乎たる信仰を千八百有餘年の久に傳へらしめたるもの、其れ信經の恩徳か、故に之が解釋の至難至重なる亦た知るべき也、女子教育獎勵會教頭マクレ「女史」に感あり、古近百子の書に據て簡短なる説明を附し、名て信經要理と題す、之を予に示して曰く方今日本に於ける信徒の教育に必

要なるの信經の解釋より甚じきなし、而して教ゆる者、教へらるゝ者が共に用ゆべき良書なきを憾む、今之を上木し以て聊か之の欠乏を補益せんとせど、予受て之を閱す書中に説くところは則ち皆古哲の遺言持論にあらざるなし、而れども文辭平易且簡短よく深遠の奥義を網羅せり、若し之と展て講せば長大の議論玄妙の思想將に尽る所なからむとす、其補益する所蓋し尠少にあらざるあり、聊所思と誌して讀者に薦むと云爾

明治廿二年八月

眞堂居士誌

信經要理

第一章

神が人間の用需と利益の爲に、無有より萬物をお創造りおされた方法と順序とを聞き之を學べ、クリスチャンたる者の喜ぶべきであります

天、地、天使、日、月、星、晝、夜また總の植物、根、實、菓物、地に住む諸種の禽獸、海、河、湖及びその中に生活する諸の物をお創造おさいました

二  
俗神は是等のばん物を創造玉へる後則ち創造の最終に自己の像に肖せて人を御造りになりました

## 第二章

神の造り玉ひし此最初の男をアダムと云ひ、女をイブと申しましたが、神は斯く此等の男女と造り玉ひて之より生氣を嘘入れ、生者となして、地の上のバラダイス即ち樂しき園の中に二人を置き、また彼等を匹偶となして一体とし蕃殖りて、その子孫を地に盈滿めよと御命なさいました、我等

人間は何れの國人を問はず、皆な是最初の夫婦あるアダムとイブより生れ出たのであります、又我等はこのはじめの人間の摸範によりて婚姻の唯一なるべきを知ることができます、何となれば凡の智慧の源にして萬物の造主なる神が、唯一人の婦をアダムに與へ玉ひしを見れむ回教及び他の偶像敎の人々……また悲しみ忌むべき事なれど……惡きクリスチャンのうちにも一夫にして多の妻を有ことのあるのハ、神の畏き聖規に戻るとなるハ誠に判然であります、又

多の妻なく共、定まれる妻なくして妾を蓄ふるのも是最初の法律に違反く罪であります、何爲なれば造主なる神が正しき婚姻の結縁に因て配偶となさぬ中ハ、アダムとイブも子を産とを許されませんでした

### 第三章

是故に姦姦を爲ものハ神の御旨に逆ふものにして、その罪の報を受るは當然の事であります、惣て偶像に事ふる人々ハその犯せる罪の如何に大なるかを知りその受べき罰の如

何に重かを悟るべきとです、彼等は萬物の造主なる獨一の眞神に従はず、却て迷妄の信仰を抱きて、語も無き偶像假神を信じ、また神が明らかに示し玉へる聖規に従て生營の道を求るとをせず、却つて瀆たる思想を取りて、凡の望と行爲とを闇卜筮等の判断に任せて明白なる分別にて知り得べきと致しません、又彼等ハ凡ての良き物の造主にして、身体と靈魂及び總の權理を授玉ひし神を敬はず、却つてその信仰と愛とと救拯の仇なる惡に捧て居ります、此無知

なる迷によりて、彼等へ神を信する人々の爲に供へられし幸福の充滿たる天の住居より遠ざけられました、彼等へ最早造物主が無量恵を以て、人間の爲に供られたる幸福なる住居よ入る事が出来ません

#### 第四章

然し眞實のクリスチャンの如何は是等の人々を勝つてねりましようか、即ち主なる眞の神を信じ正しく之に服へ、靈を以て之を拜し、心意と愛情を以て主は只獨一の神、無限

生ける天地の主宰にて在ます事を信認して居ります、又彼等は常に聖堂の中に集りて、生る神と榮むる表に建られたる聖棹に向て熱心と禮拜を行ひ、以て内部なる信仰を外面の儀式にて顯はします

#### 第五章

彼等はこの嚴肅なる禮拜堂の中にて醒と跪き、手を舉て天なる主の御座を仰ぎ見て、神に於る自己の信仰を云顯し、彼聖なるペテロが云へる如く、「我は天地の造主父ある神

を信ず」と云ふ言葉を以て凡の幸福と慰撫とを神に任ます、  
偕て神の地の上に人間を造りなされた前よ、天に於ては  
天使を御送りなされました、是等の多の天使は神を崇めて  
創造の榮光を讃頌へ、熱心に神に服事へて居ましたが、ルシ  
フハ―と云ふ天使と他の天使等は神を榮むる事をせず、自ら  
驕て高き御座に支配玉ふ神の如くならんと語りました、  
神は是等の驕慢謀反く天使等の罪と罰さんが爲に、ルシフ  
ア―と他の天使等と天より追出し彼等を地極に投下し玉ひ

ました

### 第六章

前に演べました理由によつてサタンが天より逐降されたる  
後、彼等は人間の始の先祖なるアダムイブと見、彼等を御  
造りされた神の恩恵の有様を見て嫉ましく思ひ、彼等を此  
の恵より墮落させんとて、己が先に天より墮落せし罪に等き  
高慢の思を彼等の心に入ました  
悪人は此世の「パラダイス」にてアダムとイブに逢ひ偽の望を



二人に示しました、則ちもし神の禁じ玉ひし木の實を食する  
ならば、神と等しき身となる事を得べしと夫婦に云ひ聞せ  
ました

アダムとイブは此の詐欺に迷われました、神に等しくなら  
ん事と願ひ、誘惑に従ふて、神の禁じ置き玉ひし木の實を食  
しました、此時彼等の直ちに墮落して、主の恩恵より離れ  
ました、然のみならず神はその罰として、此世の「パラダイス」  
より彼等を追出し玉ひました、二人は是より大凡九百年の

間、艱難と辛苦と労働とを以て不幸なる生涯を送つて居り  
ました

その労働は即ち彼等が罪の報にて、その犯せし罪はアダム  
及びその子孫が如何に厳しき艱難を受るも、決して贖ふと  
い出来ません、則ち初めに神の如くならんと願ふたる驕慢  
の罪は、彼等が逐ひ放されし永遠幸福に再入らんがため、  
聖めらるゝことを得ざる程な大なる罪であります、此時よ  
り天の門は堅き壁障よて閉され、アダムとその子孫の、アダ

ムが自れとその子孫を滅亡に到らすべき罪を犯したるが爲に、その罪の贖を得ずして、失ひたる榮光を再び入る事なき如く、如何にしても此堅き壁障を通りて天の幸に入る事能はぬ有様といひました

### 第七章

噫、キリストを信ずる人々よ、我等の運命の如何に憐むべきものぞ、斯く多數の天使が高慢と云ふ一の罪の爲に天より逐下され、又アダムイブも同じく高慢の罪の爲に此世の

「パラダイス」てふ幸なる所有を失ひしを見れば、種々の數多き罪の中に墮落なし居る我等は、如何にして身に附ける多くの汚を淨むる事が出来ましようか、また如何なる方法よりて、神が人間の爲に供へ玉ふ無限生命の幸福なる最と高き天に昇る事が出来ましよう歟、噫悲哉、我等が望み既に絶えたり、人間の受たる損害と、永遠零落とは最早遁るゝに道なく、人間は皆滅亡の中に陥りたる如くに見えました

### 第八章

備かゝる程に聖なる三位一体の神へ、深き御旨にて萬民の  
 内に最も完全な處女マリアより、萬物の救主なるイエスキリ  
 ストを御降しなさる爲めに、此處女の胎内にて神が人の性  
 質を受玉ふべきとを、竊かに御計劃なさいました。  
 斯様にして聖書も成就し、又神がその預言者及び先祖等の  
 正しき人々に約束なし給ひしとも、成就致しました、是の  
 約束を受たる人々は、之を頼として今も見ぬ世界にて、  
 贖主なるイエスキリストを待ち望んで居ります。

### 第九章

かくて我等の大なる艱難を明に知り給へる主なる最高き全  
 能の神は、此約束を果さんが爲めに、無量慈悲を以てガブ  
 リエルと云へる天使の首を天より降し、處女マリアが住み  
 居りしナザレの村へ遣はし給ひました。此天使の自れを遣  
 せし神の命と給ひし如く「塵たし患する者よ、主汝と偕  
 に在す爾の女の中にて福ある者なり爾孕て男子と生まんそ  
 の名をイエスと名くべし彼大なる者となりて至上者の子と

稱へられん……聖靈爾に來る至上者の大能汝を庇ん是故に  
 爾が生む處の聖なるものハ神の子と稱へらるべし」とマリ  
 ヤに告げました、最も福なる處女マリアは天使の言を聞き  
 「我は是れ主の使女なり爾の言へる如く我に應かし」と答  
 へました

此聖き處女が天使の首より依りて神の御告を受入れし時、聖  
 靈ある神は處女の胎内にその最も聖き血を以て人の体を造  
 り、亦同じ時に靈魂を堅く結合されました、而して三位一

体なる神の第二位則ち子なる神ハ、完く聖き靈魂と肉体と  
 にその神性を結び合せて、處女マリアの胎内にて肉体を御  
 受になりました

### 第十章

此後神の聖子が肉体を受け給ひてより、滿九ヶ月を過ぎ、  
 眞の神且つ眞の人なる全世界の救主イエスキリストは、處  
 女マリアより御生誕なさいました、是則ち聖アンデレーが  
 「我ハ神の獨生子我等の主イエスキリストを信ず」と云願し

亦同時に聖ヨハネが「聖靈によりて孕れし處女マリアより  
 生れたるもの也」と追加して云へる如くであります  
 我等の救主且つ贖主なるイエスキリストは、エルサレムに近  
 きベツレヘムにて御誕生なされました、イエスの母マリア  
 又聖あるヨセフ及東の國の三人の玉等その他の人々が、天  
 使と共に彼等の君なる主を頌めましたの、即ち此處であ  
 りませ

### 第十一章

當時エルサレムを治めたる王は、ロデと云ひて、その國を  
 こよみき實と思ひ居るものでしたが、この嬰兒の事を聞き  
 之が爲に國を奪れん事を恐れて、之を殺さんと致ました、  
 然まへロデ王の酷き企は空しくせられ、イエスの既にその  
 前に他へ遷されました、則ちヨセフの夢の中に天使の告を  
 受まして、イエスキリストと母マリアとを携へベツレヘム  
 よりエチプトへ逃れ、へロデ王が無慘なる死を遂て世を去  
 じ時までそこに居ました

誠に此へロデの無慈悲なる人にて、ベツレヘムとその近傍  
 に在る二才以下の嬰兒を殺すならば、イエスも必死その中  
 にて借に殺さるゝならんと思ひ、酷き殺戮を致しました  
 然し前にのべました通り、ヘロデの奸計は敗れて、イエス  
 の助かりました、この後ヨセフのエマプトにて王の死せし  
 由と天使より示され、イエスと母マリヤとを携へて再び故  
 郷へ歸り、ナザレと云へる村に到りてこゝに住家を定めま  
 した

第十二章

借てイエスは拾二才の時、ナザレよりエルサレムの聖殿へ  
 御昇なされました、此殿には律法に精き學者が居りました  
 が、イエスは此人々に對ひ、神の聖子の降ると豫言せし  
 豫言者の書を説明し、また類稀なる不思議の智慧にて教を  
 かし玉ひし故、皆驚き奇みしました  
 イエスはそれよりナザレに歸り、三十才にあり玉ふまで其  
 所にお住居なされました而して三十才におなりなされてか

ら、聖なる「パプテスマ」のヨハ子ヨハ子がヨルダム河ヨルダム河にて、集あつり來れる多おほくの人々ひとびとに「パプテスマ」を施ほどこせる時とき、イエスもその所ところにお下くだりになつて、人々ひとびとと共にヨハ子より「パプテスマ」と御受お受けになりました。

夫それよりイエスは沙漠さばくなる山邊やまのへに適あき玉たまふて、四十日しじゅうにち四十夜しじゅうよ飲食いんじきを斷たれました、此山このやまにて惡あくはイエスキリストの神かみの聖子みこあるとを知らず、此この不思議ふしぎなる人ひとの眞まことに贖主あがなひぬしなるや否いなを試こころみんとて、始はじめのアダムが犯おかせし、高慢たかぶり貪欲ひそぼり及び食欲じよくよくの三みつ

の罪つみに陥おちらせんと試誘こころみました

### 第十三章

然しかじイエスハ凡まづて是等これらの試誘こころみと退あひそけ惡魔あくまに勝かち玉たまふて、直ただちにガリラヤガリラヤに下くだり、多おほくの人ひとを教化きょうかうなさいまして、鬼おにに憑つれたる人ひとの肉からだ体たいより鬼おにを逐おろし、亦また神かみに背そむき頑固かたくちなる惡魔あくまさへイエスの命いのちに従したがひました、人民じんみんのイエスを驚おどろかす崇あがめ、イエスが限かぎなき知慧ちゑを以もつて説現とこあらはし給たまふ神かみの教おしへ、様さま々さまの病やまひを癒いやして顯あらはし給たまふ不思議ふしぎの能力ちからを譽ほめた、へました故ゆゑ、

イエスの名は何所にも偏く播りました、是に依て多の人々の如く此權威ある先生の教を注意して聴く心と起し、又何の病に拘らず病を難めるものを競ふてイエスの許に連れ来りました、イエスの聖き御手を伸べて彼等に觸れ、纏ての病を癒し、彼等と家にお歸しになりましたゆへ、人々皆な直ちにいやされしを忝なく思ふて各々家路を指て歸しました

### 第十四章

此後イエスの十二人の使徒また七十二人の弟子を招き給ひ

て彼等と共に町と過ぎ村に入り諸方を經廻て神の國の奧義と語り、また集り來れる人々に教を説き、數へ難き多の不思議なる業を爲し給ふて、その教の眞を確かめられました  
 則ちイエスが多くの人々及使徒等また弟子等の眼前にて瞽に視とを得させ、瘡に語せ、聾者に聞とを得させ、その他跛者及癱瘋のものをして自由に歩ましめ給ひし故、イエスの使徒及び弟子等は日々斯の如き不思議を見て、イエスを信ずる心を益々堅く致しました、斯の如くイエスの能力と知



慧エに依よりて彼等かれらに交まじり給たまひたまへば、由より、神かみの聖みこ子こイエスキリストの  
 貴たかき教あしへが、人にん間げんの勉べん強きやうと學がく問もんの不ふ足そくを補まぎちひ、質しつ朴ぽく無む學がくの漁あそび  
 夫ひとなる彼等かれらさへも、人にん民みんに説せつ教きやうを致いたし、様ようになりなりました、然しかの  
 みならず使し徒と等らもイエスの名なを稱とせへ、不ふ思し議ぎなる業わざを行なひ、  
 種しゆ々くの病やまひを愈いやし、惡あく魔まに憑つかれしものを救すくひ、神かみの子この來きたるへ  
 き眞しん理りの証あかしを致いたしました

### 第十五章

偕さてイエスとその弟子てしの大おほなる評ひやう判はんがエエダダヤヤ國こく中ちゆうに播ひろぐり

まして、終つひに其その國くにの重おもかる人ひと々らが目めを附つけ、様ようになりなりました、  
 此この人ひと々らの自みづから誇ほこる心こころの強つよみものでした、殊ことにババリリサイサイ宗しゆ  
 のもの、高こう慢まんにて何なに人ひとにても勝かれたる者ものを忌いやみ、亦また自おの分れ等ら  
 の外ほかに、如いか何なになる仲なか問もんまでも、宗しゆ旨しまでも、學がく問もんにても、  
 少せうしの譽ほまれまでも受うけるものを見みれば、怒いかをふくむやうな性せい質しつ  
 の人ひと々らであり升あがた、夫それ故ゆゑに彼等かれらは彼等かれらの内うちの學がく者しやを責せめた  
 るイエスキリストが、人ひと々らに敬うやまはれ、人ひと々らが謹つとんでその  
 教あしへを聽きくを見み、彼等かれらが永ながく保たもちし權けん威いと名な譽よの高たかき位い置ちと

の、此新らしき教師と之に従ふ僅かの漁夫との爲に奪はれ  
 えとする有様に致りしを見て、如何に憤懣しかば今より想  
 像するも容易き事であらば、則ち彼等は惡しき嫉忌の燃思  
 に動されて、イエスキリストの良き名聲と生命を奪はんも  
 のと思ひ、賤しき偽の凡ての姦計を爲す事を決心致ました  
 彼等は姦計を廻らしまして、國の司掌等や其頃のユダヤの  
 知事なりしポンテチピラトの心に疑を起させ、また種々の

第十六章

惡計を以て人心を煽動致しました、而してイエスの人民の  
 平和と乱すものある故、彼を捕へよと直接な訴を起しまし  
 た

此知事は勿論彼等が遺恨より訴へたことを知つて居ましたが  
 餘り切りに訴へて止まず、且は若し彼等の訴を聽納れぬなら  
 ば、自分の事をローマの皇帝へ告訴へるなるべしと思ひ、  
 之を恐れて彼等の人望を取る爲に、遂に告訴を聽納ました  
 元來ピラトはイエスを人間より優れた者とは想像しません

でしたが、潔白な罪なき人とは思ふて居りました、然しピ  
 ラトは自己の平和を得る爲にイエスと人民の手に渡したの  
 です、若しイエスの眞に神の聖子であると云ふ事を信じた  
 ならば、必ず烈しき恨と嫉とにて恕て居る敵の手に、イエ  
 スを渡しなまませんでしたらう

### 第十七章

前に述べました通りイエスは知事の權威を以て捕へられま  
 した彼の敵の恨によつて益進み、神等の下僕共に命じて成

し得る丈の酷き虚置を致しました、イエスの都の町々と重な  
 る場所へ引廻され、その途中にて人民より様々の無法な失  
 禮と受けました、又諸方の裁判官の下へ引出され、罵詈  
 喧され、唾せられ、鞭打れて、遂にピラトの前に引出され  
 ました

ピラトはイエスを訴へし偽の証人と共にイエスを審判まし  
 た、人民は狂へるもの、如くになりて、イエスを殺せ、之  
 と十字架に付よと、呼號しました、ピラトは被告人の無罪な

る事を知つて居りましたから猶豫しました、人民は猶呼んで  
 「此イエスの自らエダヤの王と云ひて反逆を企つるものなれば、之を赦すときはローマ皇帝の御意に反くまらん」と申しました、ピラトは此語を聞き最早争ふ力なく、終に原告人等の望に任せました、ピラトは手足頭の嫌なく、強くイエスを鞭らたる後ら、烈しき號呼を以て願たるエダヤ人よイエスと渡し十字架に付ることを許しました

第十八章

然しイエスを磔刑に致します前にパリサイ人の徒黨の戯れに王の衣をイエスに着せ、棘の冕を冠らせ、右の手にの笏の代に荊を持せ、彼を嘲弄しその前に來り跪き拜し、エダヤ人の王と呼ました、又その顔に唾し、幾度もその頬を打ち、その右の手に携たる荊をもぎとりて棘を冠れる頭を打ました、斯くして後彼等のエルサレムに近きカルバリ山の上にてイエスを十字架に釘て殺しました、則ち萬民を救ひ玉んが爲めにイエスの十字架の上に御果なされましたのでと、

イエスが十字架の上にて氣絶給ひしとき、彼の最も聖き靈魂はその最も貴き身体より離れました、然し假令肉体と靈魂と分かれたりとも兩者がら神性を有つとは變らすして、その靈魂がイエスの神性と離れざりし如く、生命なき肉体も亦十字架に掛りし時も、墓の中に置れし時も、何時如何なる所にも常に神性と離れず最も密に連つて居ました

第十九章

且イエスが死給ひし時に日ハ光を失ひて暗、地ハ震ひ動き

磐裂、死人の墓自から開けて、多の聖徒甦りて、エルサレムにある多の人民に現れました、イエスが死せし時傍に居りし人々の此の不思議なる事を見て「眞に此人ハ神の子なり」と呼びました、今迄述べました事の聖なる使徒ヤコブが他の使徒等の語に追加たる信經の公認に記してあります、即ち「我ハポンテチピエトの時苦を受け十字架に釘けられ死して葬られしイエスキリストを信ぜ」とはこの事有ます又イエスキリストは最も聖き三位一体中の第二位にて在ま

せば即ち神であります、また福なる處女マリアより生れて  
 是非の分別ある靈魂と人間の肉体とを有給へば眞の人であ  
 ります、是の眞の人間なりし部分丈ハ十字架の上にて死に  
 ました、何とあれば死と申せば畢竟靈魂が宿つて居る肉体  
 と離るゝとを指すので、イエスキリストの最も聖き靈魂ハ  
 彼が十字架の上ハ氣絶し時にその肉体より離れ去りました  
 故であります

### 第二十章

然してイエスの靈魂はその肉体を離れましたが、その肉体  
 は主なる神が造り給ひしより以來、常に神の子の神性と偕  
 なりし如く尙之に結合されて居ました  
 偕てイエスの最聖靈魂は陰府に降りました、此陰府と申す  
 所は、古昔の聖き人々、豫言者、先祖等、其他多の人々の  
 靈魂が集つて居所です、彼等の皆自己を救ひ出すべき神の  
 子の來り玉ふと俟て居ました、何となれば世の始より以來  
 神の友となり、その悟りし眞理を認め又信せし事ハ多の惡

き反対者の前までも包ますに居りし多くの善人がありま  
 た、彼等の萬物の造主なる神に背く悪であるとして、  
 厳く罪人を責めました、併し悪人等は彼等の誠命を聞に堪ずして、  
 悪魔の助と勸に依り、様々の悪業を以て神に從ふものを攻  
 害めました、即ち或は之を捕へて獄に入れ、或は追放し、  
 または之を殺し、或は害を與へ、無法を以て彼等を害めま  
 した

第廿一章

此世に居る間、善人と悪人との生涯が違つて居ります通  
 彼等の靈魂と肉体とが離れし後にも、その有様は違て居ま  
 せ、此世に居る間に正義して世を渡りし人の靈魂は、前に  
 申した所に行きます、即ち罪の汚なく、神に愛せらるる者に  
 應ふ所で、彼等の靈魂は最も幸福なる平和の中に休んで居  
 ます  
 之に反して悪人の靈魂は休なく苦んでおります、即ち神の  
 義しき裁判に依て、彼等が限なく神より離るべき時、受る

苦痛と不幸とを豫め受るのであります

第廿二章

何となれハ未来の世にハ尙外の場所がサタンと其使等の爲に設られてあります、その所は消ざる火である、神が自ら申されました、是即ち眞の地獄にして、其様々の苦ハ云々  
<sup>つ</sup>ひ<sup>つ</sup>尽<sup>つ</sup>し<sup>つ</sup>難<sup>つ</sup>く、<sup>つ</sup>また<sup>つ</sup>耐<sup>つ</sup>難<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>も<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>で<sup>つ</sup>あ<sup>つ</sup>り<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>す、<sup>つ</sup>若<sup>つ</sup>し<sup>つ</sup>人<sup>つ</sup>々<sup>つ</sup>が<sup>つ</sup>今<sup>つ</sup>日<sup>つ</sup>  
<sup>つ</sup>人<sup>つ</sup>間<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>智<sup>つ</sup>識<sup>つ</sup>暗<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>有<sup>つ</sup>様<sup>つ</sup>に<sup>つ</sup>居<sup>つ</sup>つ<sup>つ</sup>て、<sup>つ</sup>不<sup>つ</sup>充<sup>つ</sup>分<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>が<sup>つ</sup>ら<sup>つ</sup>も<sup>つ</sup>日<sup>つ</sup>々<sup>つ</sup>に<sup>つ</sup>斯<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>  
<sup>つ</sup>如<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>苦<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>性<sup>つ</sup>質<sup>つ</sup>を<sup>つ</sup>考<sup>つ</sup>へ<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>し<sup>つ</sup>た<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>ら<sup>つ</sup>ば、<sup>つ</sup>彼<sup>つ</sup>等<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>必<sup>つ</sup>ず<sup>つ</sup>自<sup>つ</sup>ら<sup>つ</sup>願<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>て

彼等が殆んど慰みの様に、又安逸なる不注意を以て犯す所の罪と惡が限りなく是等の苦を受べき申渡を引置ことを想ひ、大なる恐怖を感ずるで座いまいし、  
<sup>つ</sup>て<sup>つ</sup>サ<sup>つ</sup>タ<sup>つ</sup>ン<sup>つ</sup>と<sup>つ</sup>云<sup>つ</sup>ふ<sup>つ</sup>も<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>が<sup>つ</sup>あ<sup>つ</sup>り<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>す<sup>つ</sup>が、<sup>つ</sup>彼<sup>つ</sup>等<sup>つ</sup>は<sup>つ</sup>皆<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>共<sup>つ</sup>に<sup>つ</sup>此<sup>つ</sup>地<sup>つ</sup>獄<sup>つ</sup>  
<sup>つ</sup>へ<sup>つ</sup>逐<sup>つ</sup>ひ<sup>つ</sup>遣<sup>つ</sup>ら<sup>つ</sup>れ<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>し<sup>つ</sup>た、<sup>つ</sup>又<sup>つ</sup>世<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>始<sup>つ</sup>より<sup>つ</sup>以<sup>つ</sup>來<sup>つ</sup>神<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>恩<sup>つ</sup>を<sup>つ</sup>離<sup>つ</sup>れ<sup>つ</sup>て<sup>つ</sup>死<sup>つ</sup>  
<sup>つ</sup>す<sup>つ</sup>べ<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>罪<sup>つ</sup>を<sup>つ</sup>犯<sup>つ</sup>し<sup>つ</sup>た<sup>つ</sup>る<sup>つ</sup>人<sup>つ</sup>々<sup>つ</sup>も<sup>つ</sup>皆<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>此<sup>つ</sup>苦<sup>つ</sup>し<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>所<sup>つ</sup>に<sup>つ</sup>居<sup>つ</sup>り<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>す、<sup>つ</sup>彼<sup>つ</sup>  
<sup>つ</sup>等<sup>つ</sup>は<sup>つ</sup>此<sup>つ</sup>所<sup>つ</sup>に<sup>つ</sup>て<sup>つ</sup>數<sup>つ</sup>へ<sup>つ</sup>難<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>多<sup>つ</sup>の<sup>つ</sup>痛<sup>つ</sup>と<sup>つ</sup>感<sup>つ</sup>じ<sup>つ</sup>苦<sup>つ</sup>み<sup>つ</sup>呼<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>が<sup>つ</sup>ら、<sup>つ</sup>又<sup>つ</sup>何<sup>つ</sup>時<sup>つ</sup>  
<sup>つ</sup>ま<sup>つ</sup>で<sup>つ</sup>も<sup>つ</sup>其<sup>つ</sup>苦<sup>つ</sup>は<sup>つ</sup>寛<sup>つ</sup>め<sup>つ</sup>ら<sup>つ</sup>れ<sup>つ</sup>ず<sup>つ</sup>又<sup>つ</sup>慰<sup>つ</sup>め<sup>つ</sup>ら<sup>つ</sup>る、<sup>つ</sup>と<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>き<sup>つ</sup>を<sup>つ</sup>知<sup>つ</sup>り<sup>つ</sup>な<sup>つ</sup>が<sup>つ</sup>ら



苦められて居るのであります

第廿三章

嗚呼皆様よ、我儕ハ地獄を恐れて居ながら、日々不注意の生涯を送りて、我儕の良心の上に益々罪の重荷を積みまるとは如何なる狂氣の所業でありましようか、夫れは何より起因るかど申せば、我等が信仰の少き故ならで、全く無ゆへでありましよう、實に我等ハ口を以て信ざる所を云認しませれど、我等の品行と生涯とハ云認す語を打消て居ます

何となれば若し自らクリスチヤンと稱へて、マホメット教の信者また偶像信者の取所の放なる罪を入るならば、その人は欺く者又偽者にして、神の律法を犯るものゝ爲に止め置く、限りなき刑罰と苦みを受くべき者であります故に聖公會は地に在つて戦ふ信者の教會にもせよ、或は天に在つて既に勝を得たる聖徒及び天使の教會にもせよ、神と乘、神を輕しめて死せし人の爲には禱る事を致ませんと何故なれば聖公會ハ斯の如き人の望は既に絶たりと承知致

して居ます

然し目に見るべき教會と、見るべからざる教會との間に  
神の位の前に不斷互の記憶と願がわります、故に我等は天  
にある聖徒が此世にある聖徒の戦争の終る時の爲に禱り、  
また願つて居事を思ひ、又彼等ハ我等と合一なわねを全  
なると能はざるを思ひて、我等何所<sup>いづこ</sup>にても、常に彼等の  
事を忘れず、我等の祈禱と感謝の中に、既に死せし信者の  
靈魂を記憶し、神の聖旨を我等の中に成就して、主の聖國

の臨るを早く知る様に、全能の神に願ふべき事と、諸君に  
御勸申します

第廿四章

イエスキリストは金曜日に死して、其最も聖き靈魂ハ世  
去りし人の靈魂の居る所へ御降りあさいました、而して三  
日目即ち日曜日に、イエスが十字架の上にて氣絶し時、離  
れたるその最も聖き肉体と二度合されて死より甦へりまし  
た、イエスは直に其甦りたる生命と永遠凡ての性質とを以

て、先づ聖なるマгдаラのマリアに現れ、其後聖き婦人等  
 と使徒等又た他の弟子と愛する者に顯れました、故にイエ  
 スの死せし時彼等が受し摠ての最も強き悲難と苦痛は、愛  
 に到つて拭ひ取られ、亦充分に償われました  
 斯の如き者の頗る多ありました何となればイエスキリス  
 の世に在せし時、教をなし亦奇跡を以て、其教を確められ  
 たれど、心を頑固にしてイエスと信せざりし人々は最早イ  
 エスを見るときなく聲とも聞く能ざる時に到つて、不思議に

も變じて「イエスの死より甦がへれり」と証したる使徒等  
 の言と信する様に成ました  
 而して彼等の完くイエスを信じ、凡の望を彼に措き、また  
 イエスの教と禮拜は、神且救主の教と禮拜なりと云認しま  
 した、我儕が既に陳述たるとの眞實なるハ、聖なるトマフ  
 が「我の隱府に降り三日目に死人の中より甦りたるイエス  
 キリストを信す」と云ひし語によりて確められました

第廿五章

さてイエスの死より甦りし後、四十日の間此世に止まり玉  
 ひましたが、我等の知得る處にて、二箇の道理が在つて  
 の事で御座います、第一、その甦を弟子等に充分承知させ  
 る爲、第二、彼等の爲すべき事を教るため有ました、何  
 どなれを弟子等は最も不意にイエスが死に玉ひしよよりて  
 驚かされ之に由つて大なる悲歎に沈みましてイエスの甦を  
 稍やく信じた程でした、故にイエスが唯一度や二度顯はれ  
 じとて充分では有ますまい、イエスが實に甦しと云ふとを

成べく能く最も明に証據だてる爲よ、數々顯れて証據を  
 重ねば成りません、是即ち永き時日の必要なる故であります  
 我等の主の察惟と親切に充玉ふにより、人間の弱き性質よ  
 應ふ様、平康に証據たて玉はんとて、四十日の間榮光を以  
 て天に昇り玉ふと御延ばしなさいました、而して此時の  
 間に、イエスの屢々弟子等と語り彼等の信すべき事は何、  
 又彼等が後に到つて萬國の人を教べきとは何と訓へ諭され  
 ました、また彼等が萬國の人にイエスの教を信せしめし後

弟子等も、彼等の説教を信せし人々も、共にイエスが先導  
て昇り玉ひし天に達る爲に、彼等を共に結合せて共に傳道  
する事を御命じさいました

第廿六章

偕てイエスの其弟子等の心より、神の眞の聖子且人間の救主  
なる己の死と甦に就て凡ての疑惑を取去り、又神の國に關  
係る總の事即ち教會を建る事、教會に教へらる教理、「サクラ  
メント」その他使徒等が世界中に定め置くべきキリスト教

の訓と誠に就る總の事を十分に弟子に教へて、完く是等の  
目的を成就なし玉ひしかば、最早世に止まるべき道理なく  
使徒等や幸福なる母マリアまた其他の弟子と偕にカンラン  
山に登り玉ひて、彼等の目前にて昇天なさいました、其時  
天の高級門開けて、總の天使の我等の主の凱戦を迎へる爲  
に出來り、榮光ある行列をなして父ある神の右に設け置れ  
たる位にまで扨從ました、斯してイエスの籬に處女なる母  
の聖き胎内にて我等の肉体を受んとせしとき降り玉ひし至

聖き御座に復び昇られました

イエスの今該所に居玉ひて、罪人の仲保を爲し、我等の爲  
み父に願ひ、愛するもの、靈魂を護り、又我等が罪に勝ち  
情慾を制し、永遠き刑罰を免れん爲に助を下し玉ひます、  
是れ即小ヤコブが加しと云ふ「我は天に昇り全能の父なる  
神の右に座し玉ふイエスキリストを信ず」とある信經の一  
ヶ條の意味であります

第廿七章

此世界は始ありしも故、終も亦在るべきものにて、何時  
かその終へ來るものです、然し造主なる神の攝理よつて  
廣く遠く播がりし人間社會の交際及び時世の變化と變遷と  
は、先づ萬民の念と言と行に義しき裁判を下し各々その受  
べき應報を受る迄は來りますまい、さて此裁判を萬民よ行  
ふ爲に、イエスキリストは天より御降りなさいます、その  
確實なる事ハ、イエフとイエスが昇天なさる時現れし天使  
の告知せた所で、イエスは其時裁判の法庭を開きて萬民

は何時の世に住み、奈何なる所に居る者といへども、皆その  
 全能全知にして動かすべからざる裁判官の前に立、何も  
 包隠す事能はずして、彼等は教會の訓を信じたるか、又  
 誠を守りたるかを答へねばありません、その時訓を受け、  
 誠を守りしものは、天の榮に入れられ、又イエスを受けず  
 彼を捨しものは、イエスに捨られ受入れをせずして永遠に刑  
 罰を受す、亦た惡しき基督信徒の如く、信じあがらその  
 訓誠を守らざりし者、同じくイエスキリストの動かざる

罪の宣告と受て永遠に焚る、火のなかへ投込れるで有まし  
 よふ

偕て世の終近き、是等の事のある前に、凡の人は皆死なね  
 ばなりません、何となれば死の万民が拂ふべき性來の負債  
 でありまを、人間は凡て一日世を逃ねばならぬ有様に生れ  
 出ました、イエスキリストでさへも、此律法を免かれませ  
 んでした、故に他の人が誰にもせよ、此律法を免かれんと  
 するの愚な望であります

併しイエスキリストは自分の爲めに死んだのではありませ  
 ん、却て我等の爲でぞ、又イエスは其の甦り依て、我等に  
 も甦るべき時ありと云ふ望を固ふする爲に、自ら己れの力  
 を以て死より甦り玉ひました、又イエスの死は、神を信ず  
 る善人及び主の友人又摸範を示して、死の痛しき必要を凌  
 よく爲し玉ふのであります  
 故に世の終が近づきし時に、完き徳を備へて居る聖人があ  
 ると假定ましても、我等は死せずしてその望居たる事、又

受べき幸福に入るとを得ると思ふてはありませぬ、彼等も  
 亦た死を味て、然る後他の人々と共に甦られ、各々前に有  
 ら居たる肉体を復び受けまじよふ則ちその肉体は榮と受た  
 る有様に遷されまして、彼等が約束されたる至き幸に入  
 であります

第廿九章

諸イエスキリストが終の審判をなし玉ふ爲に、天よりお降  
 なさるゝ時の先きに死たる人々、始より終に到るまで、皆



な甦よみがへされ、また善人せんにんも悪人あくにんも皆比みなりしく審判さんぱんを受うけまじよふ、然しかし彼等かれらの報酬かぐいには非常ひじょうな相違さうゐがありましたして、此これの永遠えいゑん變かへりかへられぬものであります、即すなはち善人せんにんは永遠えいゑん喜樂きらくに入り惡人あくにんは死しと極はてなき苦痛くるしみよ入るのであります、是則これぞまち聖せいなるピリポが「我われは生いける人ひとと死しせま人を裁判さいばんせんが爲ために來きたり玉たまふイエスキリストを信いんぜ」と申ましました真理しんりであります

### 第三十章

偕まてキリストを信いんずる人々ひと々よ、我等われらが「バプアスマ」に於お

て十字架じゆうじかの表しるまを附つけられし時とき、或あるいは古代こたひの風ふうに據よれば、信經しんきやうの箇條くわんじょうを唱終となへおほりし時とき、又またはその他たの式しきの折おりに、十字架じゆうじかの徴しるしを附つける時とき、我等われらが最もつとも聖よきき三位さんい一体いつたいの神かみよ於おる我等われらの定さだまりし信仰しんこうを云認いんおほすものです

此三位このさんい一体いつたいと云いふ奧義おくぎは即すなはち我等われらが三みつの「ペルツナ」即すなはち有心ゆうしん的生者なるいせものの内うちに唯一たいていの神かみを信しんじ崇あがむると云いふ事ことです  
 第一位だいいちの「ペルツナ」は造つくられずして生うまれたる父ちちある神かみ、  
 第二位だいにの「ペルツナ」は造つくられずして父ちちなる神かみより生うまれた

る子ある神、第三位の「ペルソナ」は父と子より出る聖靈なる神にして、比しく造られしして在すもので、是等の三位の神は、我等の主が十字架の上に死し給ひし時に、完く成就なしたる贖罪の事業に於て、偕よ力を御尽しなさいまゑた、夫故に十字架の聖き表は、我等の完全信仰の徴、或は印であります而して是等は最も古き時代より聖公會が常に用ゐる來つたものです

第卅一章

然れを良き「クリスチヤン」は、父と子と同一神性を保ち王ふ神、即ち父と子より出で、聖き黙示に依て我等を罪より呼返し又我等の心を感させて、主ある神の律法なる十誡及び普き聖公會の規則を守らせ、我等を勸めて靈魂と肉体に拘る慈善の業をなさしめ給ふ神なる聖靈と信じ之を稱讃へ、之を崇拜、堅く此信仰を保ち、猶豫すして之を云認さねばなりません

此聖靈の神性の教理を就て、聖なるバルトロマイは「我の

聖靈を信ず」と申しました

第卅二章

總てキリスト教を信ずるもの、其本分と信仰を守ると  
決心し、また凡の使徒等、傳福音者、及び聖徒等が信じた  
る神且人なる主キリストに就る凡の事、救拯に必要な  
真理と致します、又彼等のイエスが此世に普き聖公會を建  
て、聖靈によつて其律法を命じ、またキリストの時代まで  
溯つて、使徒等及び監督等へ明かに續て居る職を持ち、ま

た代々其權威を受繼で居る教職の正しき相續法を定めし事  
と信せねばなりません、何となれば天下の人の承知によつ  
て、凡て是等の事は衆人が行ひまた遵べきとを布告された  
もので、例へば初代教會の昔の教理に就き、或は此教理  
に就て起りし反對説に就き、大會議を開いて之と深く考へ  
之が説明といたしました、而して彼等の聖靈の助に依て之  
を致しました、故に是等の説明また布告、我等が謙遜な  
る敬と堅き信仰と直ちに従ふ心を以て受べきものでありま

す、又我等は教會の支配人また首なる主イエスキリストが是等の事を組立て且つ教へ玉ひし事を堅く心に悟りて、イエスハ其親ら理に合ひて立てし教職により、使徒相續の律法を保存し、限なき幸福に到らん爲よ、教會の定められたる目的を達する爲に之を導き、又之に信者即ち主の語「サクラメント」と受るものを加へて、「我は普き聖公會と信ぜ」と聖マタイが我等に勸て申した、眞理を組織するを信ずる善です

### 第卅三章

此所に一ト言申して置度事ハ、イエスキリストの教ハ此世にありふれた偽の宗教の如く、基礎の無者でないこと云ふこととて、是に反して救主の降る約束ハ最初人間の先祖なるアダムとイブに、神が成玉ひし最も古きことであります又イエスキリストの御降さるゝ事は、イエフカ肉体を受けて御生れなされた時まで、信じ且望んで居つたことで、而して此ことは、神の民が其禮拜に於て表して居つたもので

丁度今日我等がキリストの肉体と受し事を思出で、我等の禮拜の中に其苦と死を表す様なものであります、故にイエスの生れしとへ、キリスト教の中心でありまして、決して起原でへありません

第卅四章

又我々か最も確に信ずるとは、イエスキリストか其行爲により、其苦により、天の父に従われた事に依つて、御積なされた徳は、或内部の恵よよつて、眞の「クリスチャン」の

受得らるべく、また利益あるものとせられたと云ふ事です  
仮令ば人間の身体に属せる凡の肢、即ち肢体には、頭より生命の能力が周り、また其肢体の各々利益を通じ合て居る様に、教會と云ふ此不思議なる體も、其首なる神の獨子イエスキリストより、生命の秘密ある液が流れ出ます、而して其肢體即ち之に属する信者は、皆な比しく此生命の泉と受て、榮へ又蕃殖るのであります、何となれば天の糧なる内部の滋養の重に「サクラメント」よよつて人々に流れ入る

のであります、此「サクラメント」の中で、「パプテスマ」と  
 聖餐禮の二個の、救拯になくてならぬ者であります、此他  
 婚姻式、聖職接手式、赦罪式等の如きもの、此世の職務  
 或は身分又の靈魂の有様に従つて搭別な人に入用な助の恵  
 であります

倍此恵は、靈魂の生命の糧でと、人間の自ら斯様な恵を受  
 には足らぬものですが、神がイエスキリストの世に御出な  
 なされた時、行ひ給ひし聖業の爲に御興へなされるものです

何となればイエスキリストは父なる神と御隨ひなされる爲に  
 自ら進んで多の艱苦を忍び、害も無禮も尤も恐ろしき苦の  
 十字架も死も皆甘んじて御受なさいました、此功德の何様  
 な大なる報をも受る事が出来るので御座ぬます、然しイエ  
 スは自ら完全幸福を持ち玉ふ故に、御自分の爲に何も入用  
 はありません、故にその受べき大なる報賞を我々に譲つて  
 下さるのです、夫故に我等が受る恵は、イエスキリストの  
 御徳に依るもので、恰も能力が頭より肢体にめぐり傳はる様

なもので御座ります、又此妙なる救の恵の重に「ハプテスマ」及び聖餐禮の二個の「サクラメント」に由りて我等に賜はるのであります

### 第卅五章

然し此恵を受ますよ、先づ我々に生て働く信仰がなければなりません、我々の信仰は完全き生涯により、労働により、祈禱により、顯さるべきものであります、何となれをイエスキリストは其肉體たる教會に属するものが成遂べき

爲に、其労働と苦難に與る様に、幾分を我々に御遺しなさいました

### 第卅六章

我々は亦我等の主なる神に、罪を救すの権力と權威あることを認め、之を云顯します、即ち我等へ自由ある意思の賜物を濫用して、自ら神より離れ、神に背き、始に神が慈悲を以て我等を納玉ひし恵より墮落致しましたが、神は此罪の汚を消じ、また惡き行の刑罰を赦すべき権力があるでと

然し我等が悔改した時に、神の赦の充分なる証明を受ける爲に  
吾等の主イエスキリストの復活り玉ひし後、彼の使徒等の  
上又生氣を嘘きて、彼等にこの特別な職務を御與へなさい  
ました、之に依て普ねき聖公會の教師よ、赦罪の權威を御  
與へなすつたのであります

儲此委任の權力によつて、教職等は會衆に向つても又ハ密  
よも、正しく神の前にて罪の繩目より解れたりと思ふべき  
ものには、誰にでも罪の赦免を與ふべき權理がおります

此故に自から神に罪を犯せしと認むるものは、罪の赦免を  
受け、又自己の靈魂の救拯を確むるために、その罪の義し  
き悔改を示す様に勤ねばなりません

以上二個の教理の箇條は、聖なるシモンが、「我は聖徒の交  
接及び罪の赦免と信ず」と云ひし言も包含して居ります

### 第卅七章

然し我等にして若し神がその聖き律法を正義く守り忠義に  
神に服事たるものには、豊に酬ひ、また之に反して神の神



聖を侮どりその誠を犯じたる頑固なる悪人よは、その罪に  
 相當べき罰と以て臨みたまふと云ふ事を確實と信じません  
 ならば、神の永遠き善と公義とを蔑視すると申さねばなり  
 ません、故に我等は肉体の復活と信じ、即ち昔時ありし人  
 も、今日生活て居る人も、此後生るゝ人も、皆儕しく此世  
 の終に到りて、死たる時の肉体を復び取て甦がへり、或は  
 苦、或は榮の中に永生へるであらうと信じませ、何となれ  
 を最も正義且枉難き公平を持給ふ神は、此世の死すべき生

命を用ゐたる時に、自己の感情も肉体をも共に制へ、絶え  
 ず艱ませ、また神の愛より離れぬ爲に、彼の凡の猛悪なる  
 心を以て、神に逆わせんと力めたる迫害者の與へま多の耻  
 辱と苦痛とを忍びし聖徒の肉體に限なき喜を以て報の慰め  
 給はん事は必然な事でありませ  
 仮令聖徒等の徳と勇氣とは、絶ざる務を保つ所の靈魂に属  
 するものとは云ひあがら、その肉體も亦是が爲に多の幸福  
 を失なひ、また傷められ苦められ又如此場合にハ屢殘酷も

片々に引裂れし事さへあれば、肉體も亦靈魂と共に安息と  
喜樂と榮光とを受べきものであります

第卅八章

之に反して此世に居る間、神の法律に背きて、神の誠命を  
蔑視し、放蕩不潔なる自己の情慾に従ひ、總の不品行種々  
の惡となして、自ら汚穢したる惡人の肉體が、その報應を  
受て罰せられ、自己の意に逆ひ、強て無限燼ざる火の中に  
投られまして此所に苦を受け、生前不法の情慾に身を任せ

其慾を飽せたる歡樂の應報を受けて、始めて心附き……時  
己に後れたれども……卑しきものが、萬物に勝りて崇めら  
るべき神の最も尊き威光を侮り、之に逆らひし罪の最大者  
る事を悟るに到ることも、亦神の正義に協へる事と謂はね  
をなりません

是等の道理によつて、善人悪人を問はず、萬民の皆比しく  
終末の審判の日に甦りませ、その上靈魂は此世にて受居た  
る同じ肉體を再び受て、靈魂も肉體も永遠なく離れません

盲人々は世にありて送りし生涯の如何により、或ハ「パラ  
 タイヌ」の榮の中に在て、イエスキリストと共に治めんが  
 爲に天に昇り、或ハ無限艱苦の中に在て、悪魔と偕に居ら  
 んが爲に地獄へ到るでありまじよう、此れ則ち聖あるエダ  
 が「我は身體の復活を信ず」と云認した語の意味で御座る  
 ます

### 第卅九章

然し吾等は靈に屬する性質を持つて居る限は、全能の神の像

に造られたものです、此靈魂は全く神の神聖を顯すべき力  
 即ち意思、知慧、記憶、及び造物主が最初より、神則ち人  
 間が像られて造れしものに合されんとを願ふ心の中の望を  
 與へられてゐる者であります、故に我々は此神の造り給ひ  
 し優たる賜即ち我等に賜わりし活潑なる自然の性質と望と  
 ハ、何の用もあくして與へられしと信する事は出来ません  
 我等ハ宜しく此の如き事を疑はずして、若し我等にして自  
 ら妨ぐるとなくば、人間の靈魂ハ神の御助よりて、未來

にて此望を満足させられ遂に永遠き生命と稱ふる最も良き者を持得べしと信ぜる等でありませす又身體の復生の前にても、神の恵の中に在て死ぬ人の靈魂の、この永遠き生命を取て、神を見るの喜を幾分か持て居るとができまじよう

### 第四十章

儲此後靈魂の復びその肉体を取り、之に合され、遂に優りて猶至き有様となり、永遠く何時までもその幸福を受けるのであります、その時總の聖徒の樂く日を送り、榮光ある平

和の中に休み、人々互に愛しみ、また愛まれ、互に美しき愛と尊敬を保ち總の善と知識に充滿されて、何の苦情もなく居て御座るまじよう、是の永遠き歲月の中に、人間の中に於て勝と得たる樂き聖き族は、數知れぬ天使と共に、萬物の造主また王ある神の愛あり福祉ある御座の前にて喜び樂しみ、神は彼等の上に總の天の幸福を下し給ふでありますしよう、噫此優たる幸福は、眼未だ視ず、耳未だ聽かぬものであります、神が愛する聖徒等の上に全く顯し給ふ時、

神の最も尊き稜威の、吾等の知慧の能力を以て悟り難き、  
遙かに優れたものであります、是則ち聖なるマタイが「我  
ハ永遠き生命を信ず」と云ひし時に悟りし意味で御座る  
ます

●左に載せたる祈文の「パプテスマ」志願者が日々に自  
己の信仰を認らはず助にもと示したるものなり故に「カ  
テクメン」者は之を用ぬ或はこれにあらひて祈るとを勉  
むべし

「カテクメン」者の爲すべき祈禱文

噫神よ我の良「クリスチャン」たるに應ふものとして、唯  
一の神即ち父と子と聖靈なる聖き三位一體の神を信認し奉  
る、我は赤心と以て、使徒の立し普き聖公會が主に就て信  
じ教る總の教旨を信じ、此信仰の爲に、一切の事を捨て  
またこの信仰を離れんよりの如何なる苦難をも忍び、假令  
死すとも厭ふまじと心を決めたり故に我は吾が爲に苦と受  
け、死して復生り父と聖靈と共に、天に在して治め給ふ、

イエスキリストを信じ、生死共に此信仰の中に居る事を約  
 し奉つる、あゝ主イエスキリストよ、我れハ死して口と開  
 くと能はざる日の來らざるうちに、今赤心を以て、主を神  
 の聖子と信認し奉る

あゝめん

信經要理畢

明治廿二年九月十五日印刷  
 明治廿二年九月十九日出版

東京麻布區芝森本町壹丁目十三番地  
 東京府士族

譯述者 田村補三郎

東京芝區愛宕下町三丁目一番地  
 東京府士族

發行者 多治見十郎

同所

發行所 東京雜書館假局

東京芝區芝松本町十三番地

印刷所 東京雜書館印刷部

發賣書店

東京麻布區飯倉六丁目十六番地

池田書店

東京々橋區南金六町

神谷書店

東京々橋區銀座三丁目

十字屋

大坂西區土佐堀三丁目

福音社

●牧師今井善道君講述

●傳道士山田茂三郎筆記

教理一夕話

全壹冊二百四十頁餘  
定價 金三十錢

●教理一夕話は平易なる文章を以て簡短且つ親切な教理を講述したる書なり道に志す諸彦の學者と無學者とを論せず請ふ試に一讀のれ必ず讀者の良友たるに恥ざるべし●神學博士ヒカステス氏或人に告げて曰く余は此書を通讀せり而して余は之を善良有益なるものと思考せりと●書中に述べたる講義の目次は左の如し

●第一章教會 ●第二章「サクラメント」の判定 ●第三章「パプテスマ」其必要なる義務 ●第四章「バプテスマ」其二結果及び木性 ●第五章全其三保証人 ●第六章全其四約束及責任 ●第七章「サクラメント」の必要 ●第八章「聖餐禮」其二受る豫備 ●第九章全其三慰籍 ●第十章全其四天地の鍵索 ●第十一章全其五受領る者の責任 ●第十二章教會は一家族なり ●第十三章教育其一 ●第十四章教育其二 ●第十五章堅信禮 ●第十六章「キリスト」信徒の生涯其一 ●第十七章「キリスト」信徒の生涯其二 ●婚姻 ●

第十八章産後感謝式 ●第十九章爲病者式文 ●第二十章埋葬式教會ハ吾人の慰撫者なり ●第廿一章埋葬式其二死ハ吾人の警誠なり ●第廿二章勝を得たる教會

祈禱乃枝折 二版

小本全一冊 七十餘頁 定價金八錢 總クローズ

此の書は祈禱の幸福、祈禱の凡例、聖餐禮の豫備、感謝等ヲ記したる簡便なる良書にして既に數百部を賣捌けり乞ふ購讀あれ

英國サドラー氏著 日本今井壽道譯

聖公會政治要論

全一冊 定價金廿五錢 背クローズ

右ハ聖公會の大要に就キ聖書及び古代の著書に徵証して反覆論解せしものなり神學校用書に適するのみならず何派の人たるを問ハテ聖公會の何たるを知らんと欲する者には至重の良書なり乞ふ一冊を購ふて廣告の虚言ならざるを知り給へ

●神學博士監督ビカステス氏序 ●牧師今井壽道君著

堅信禮詳解

小形美本 定價金拾六錢 全壹冊

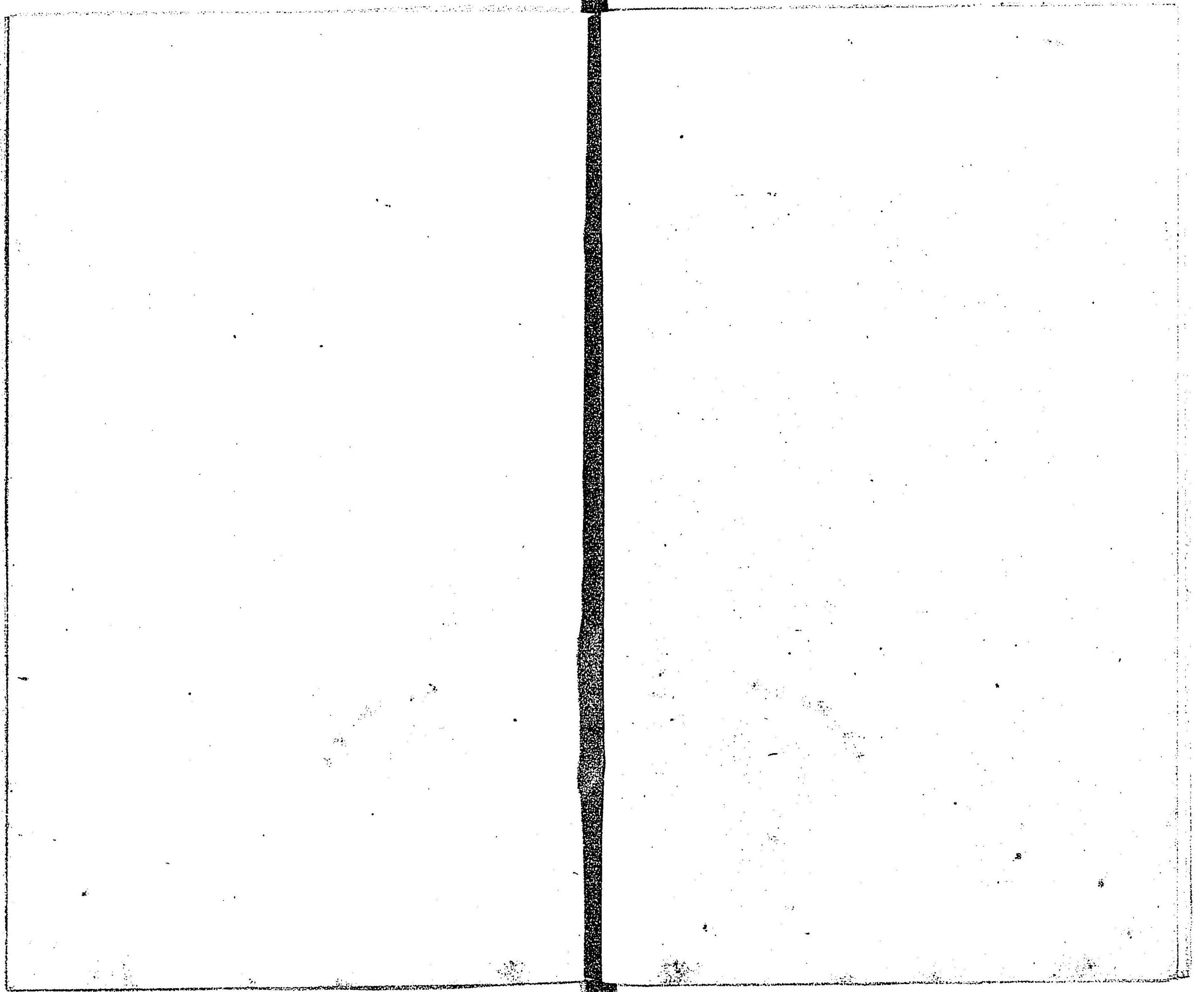
●右ハ今日歐米神學者中ニ尊信さる、諸大家の著書に據リ堅信禮を歴史効力、式文註疏、問答等の數部に分ちて明晰ニ周到に解釋せしものなれば各教會にて堅信禮志願者を教育する用書とし又役者等の講義材料となすに適したる良書なり乞ふ續々御購求あれ

●イーマツレ！女史著

和英羅馬字對照 教義問答

右は英文、ローマ字、和文、の三体にて記し問答にて教義を説明せたる良書あり故に教理ヲ學びながら英語とも學びローマ字綴方とも知り得べし發刊を待ち續々御愛讀あれ





EX 262

9  
2

020783-000-1

特29-882

信経要理

イー・マクレイ女史/著

M22

ABI-0609



特

8